

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育に関する目標 3. 優れた点, 改善を要する点, 特色ある点</p> <p>【原文】 「(改善を要する点) 中期計画「岩手大学大学院連合農学研究科の充実を図る」について, 達成状況報告書には, 充実を図る取組についての自己分析がなされておらず, 中期計画の進捗状況が認められないことから, 改善することが望まれる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 岩手大学大学院連合農学研究科は岩手大学を設置大学とし, 弘前大学は参加大学の一つとなっている。したがって, 本学自らが主体となって岩手大学大学院連合農学研究科の教育・研究の充実を図る取組について当然記載できなかつたため, 参加大学として可能な当該計画の推進として, 教員個々に対する資格審査を経て可能となる参加教員数の増加, 参加率の向上を挙げ, その進捗状況として, 同研究科の教育実施体制を構成している本学農学生命科学部教員における同研究科指導教員の割合を示した。 また, 同研究科の管理運営組織である研究科教授会及び研究科代議員会に出席し, 教育に関する事項の審議に加わっていることや, 本学教員が指導教員として学生に教育研究指導を行っていることについては, 基本的な事項であることから積極的に</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期計画に掲げられている以上, その取組についての自己分析が必要であり, また, 教員参加率についても低下しているため。</p>

は記載しなかった。

これらのことから、評価結果において改善を要するとの指摘については、当該中期計画の性格等を勘案すると適切とはいえないため、削除願いたい。

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>Ⅲ 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>3. 優れた点, 改善を要する点, 特色ある点 (優れた点)</p> <p>【原文】</p> <p>「○ 中期計画「民間企業との共同研究, 受託研究, 受託研究員の受入れ, 民間等との人事交流の促進を図る」について, <u>地域共同センターのコーディネーター, アドバイザーによる積極的な企業訪問等, ……</u>」</p> <p>【申立内容】</p> <p>【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】</p> <p>○ 中期計画「民間企業との共同研究, 受託研究, 受託研究員の受入れ, 民間等との人事交流の促進を図る」について, <u>地域共同センターの産学官連携コーディネーターによる積極的な企業訪問等, ……</u>」</p> <p>【理由】</p> <p>産学官連携コーディネーターが企業を訪問しており, アドバイザーは企業訪問を行っていないため。</p>	<p>【対応】</p> <p>意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「中期目標期間の業務実績の状況は、「<u>業務運営の改善及び効率化に関する目標</u>」の項目で中期目標の達成状況が不十分であるが、それ以外の項目で中期目標の達成状況が良好又はおおむね良好である。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「中期目標期間の業務実績の状況は、<u>すべての項目</u>で中期目標の達成状況が良好又はおおむね良好である。」</p> <p>【理由】 「2 項目別評価のⅡ. 業務運営・財務内容等の状況（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標」の【評定】について、変更を求めたことによる。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 後述のとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、大学院博士課程について、平成16年度から平成19年度にかけて一定の学生収容定員の充足率を満たさなかったことから、<u>今後、速やかに、定員の充足に向けた取組、特に入学定員の適正化に努めることが求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「一方、大学院博士課程について、平成16年度から平成19年度にかけて一定の学生収容定員の充足率を満たさなかった。<u>定員の充足に向けた取組、入学定員の適正化に努めているものの、引き続き努力が求められる。</u>」</p> <p>【理由】 大学院博士課程の充足率の状況は、63.1%(H16)、67.2%(H17)、 70.8% (H18)、74.8%(H19)、 81.2%(H20)と着実に増加している。 また、平成19年度の保健学研究科（博士課程）の設置に当たって、入学定員9人を振り替えたほか、平成21年度から医学研究科の入学定員を5人削減し、入学定員の適正化に係る措置を講じている。 以上のことから、定員の充足に向けた取組及び入学定員の適正化に努めているため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 後述のとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「また、教員業績評価の結果の賞与等への反映、組織評価の基本方針等の最終決定、事務職員業績評価の実施及び第3次事務組織再編の実施については、<u>早急に検討を進めることが求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「また、教員業績評価の結果の賞与等への反映、組織評価の基本方針等の最終決定、事務職員業績評価の実施及び第3次事務組織再編に係る人員の配置については、<u>平成19年度中の実施には至っていない。</u>」</p> <p>【理由】 関連する評価項目「（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標」の評定の理由において、中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認めていることから、『中期計画【21】「評価室の評価資料を基に、各学部等及び教職員等の評価を行い、評価結果に基づく改善方策を講ずる。」』『中期計画【33】「評価結果を適切に反映させる給与制度を構築する。」』『中期計画【39】「事務組織及び職員配置を随時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。」』については、中期計画を十分に実施している（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みがたっている）と判断されたうえでの結果であると言える。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 後述のとおり。</p>

以上のように、評価委員会は検討が進んでいる旨確認されていることから、そのことを明確にした記述内容とすべきと考えるため。

【平成20年度の状況】

- ・平成19年度に実施した教員業績評価の評価結果について、平成20年12月期賞与（勤勉手当）に反映させ、平成21年3月給与にて、当該分を遡って支給することが決定している。
- ・「組織評価の基本方針」及び「組織評価実施要項」について、平成20年12月開催の経営協議会及び教育研究評議会の審議を経て、決定されている。平成21年2月には、評価資料に基づき部局長への学長ヒアリングを実施し、3月9日開催役員会の議を経て、評価結果を確定した。
- ・事務系職員の人事評価について、「目標達成度評価（係長以上対象）」「職務行動評価（全職員対象）」「多面評価（課長以上対象）」を実施し、評価を確定し、評価結果を平成20年12月期賞与（勤勉手当）に反映させ、平成21年3月給与にて、当該分を遡って支給することが決定している。
- ・平成20年4月1日、第3次事務組織再編に伴う人員の配置を実施した。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「平成16年度から平成18年度までの評価結果で評価委員会が課題として指摘した、大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度においては90%をそれぞれ満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向けた取組、特に入学定員の適正化に努めることが求められる。」</p> <p>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「平成16年度から平成18年度までの評価結果で評価委員会が課題として指摘した、大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度においては90%をそれぞれ満たさなかった。定員の充足に向けた取組、入学定員の適正化に努めているものの、引き続き努力が求められる。」</p> <p>【理由】 大学院博士課程の充足率の状況は、63.1%(H16)、67.2%(H17)、70.8%(H18)、74.8%(H19)、81.2%(H20)と着実に増加している。 また、平成19年度の保健学研究科（博士課程）の設置に当たって、入学定員9人を振</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 大学院博士課程の定員充足に向け取り組まれていることは理解するが、今後速やかに、定員の充足に向けた取組、特に入学定員の適正化に努めることが求められるため。</p>

り替えたほか、平成21年度から医学研究科の入学定員を5人削減し、入学定員の適正化に係る措置を講じている。
以上のことから、定員の充足に向けた取組及び入学定員の適正化に努めているため。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「○ 教員の業績評価については、平成17年度以来の評価結果で課題として指摘されている。平成19年度に基本方針及び実施要項を策定して評価を実施し、評価結果に応じて平成20年度基盤研究経費を配分することを決定しているが、<u>賞与等への反映には至っていないことから、早急に検討を進めることが求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 教員の業績評価については、平成17年度以来の評価結果で課題として指摘されている。平成19年度に基本方針及び実施要項を策定して評価を実施し、評価結果に応じて平成20年度基盤研究経費を配分することを決定している。<u>賞与等への反映は平成20年度に実施することとされているが、平成19年度中の実施には至っていない。</u>」</p> <p>【理由】 当該項目の評定の理由において、中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認めていることから、中期計画【33】「評価結果を適切に反映させる給与制度を構築する。」について、中期計画を十分に実施している（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みがたつて</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教員の業績評価については、平成17年度以来の評価結果で課題として指摘されており、早急に検討を進めることが求められるため。</p>

いる) と判断されたうえでの結果であると言える。

以上のように、評価委員会は検討が進んでいる旨確認されていることから、そのことを明確にした記述内容とすべきと考えるため。

【平成20年度の状況】

- ・平成19年度に実施した教員業績評価の評価結果について、平成20年12月期賞与（勤勉手当）に反映させ、平成21年3月給与にて、当該分を遡って支給することが決定している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「○ 組織及び事務職員の業績評価については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されている。平成19年度に「組織評価の基本方針（素案）」と「組織評価の実施要項（素案）」を策定したが最終決定には至っておらず、また、事務職員の人事評価システムに係る実施要項とマニュアルを策定したが、平成19年度中には評価を実施しておらず平成20年度に実施することとしていることから、早急に検討を進めることが求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 組織及び事務職員の業績評価については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されている。平成19年度に「組織評価の基本方針（素案）」と「組織評価の実施要項（素案）」を策定し、平成20年度に実施することとしている。また事務職員の人事評価システムに係る実施要項とマニュアルを策定し、平成20年度に実施することとしている。いずれの取組も平成19年度中の実施には至っていない。」</p> <p>【理由】 当該項目の評定の理由において、中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 組織及び事務職員の業績評価については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されており、早急に検討を進めることが求められるため。</p>

実施している」と認めていることから、中期計画【21】「評価室の評価資料を基に、各学部等及び教職員等の評価を行い、評価結果に基づく改善方策を講ずる。」について、中期計画を十分に実施している（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みがたっている）と判断されたうえでの結果であると言える。

以上のように、評価委員会は検討が進んでいる旨確認されていることから、そのことを明確にした記述内容とすべきと考えるため。

【平成20年度の状況】

- ・「組織評価の基本方針」及び「組織評価実施要項」について、平成20年12月開催の経営協議会及び教育研究評議会の審議を経て、決定されている。平成21年2月には、評価資料に基づき部局長への学長ヒアリングを実施し、3月9日開催役員会の議を経て、評価結果を確定した。
- ・事務系職員の人事評価について、「目標達成度評価（係長以上対象）」「職務行動評価（全職員対象）」「多面評価（課長以上対象）」を実施し、評価を確定し、評価結果を平成20年12月期賞与（勤勉手当）に反映させ、平成21年3月給与にて、当該分を遡って支給することが決定している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「○ 第3次事務組織再編については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されている。平成20年4月から企画課や納品検収センターの設置等の第3次事務組織再編を行うこととしているが、平成19年度中の実施には至っておらず、引き続き早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 第3次事務組織再編については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されている。平成20年4月から企画課や納品検収センターの設置等の第3次事務組織再編を行うこととしているが、平成19年度中の実施には至っていない。」</p> <p>【理由】 当該項目の評定の理由において、中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認めていることから、中期計画【39】「事務組織及び職員配置を随時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。」について、中期計画を十分に実施している（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みがたっている）と判断されたうえでの結果であると言える。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 第3次事務組織再編については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されており、早急な対応が求められるため。</p>

以上のように、評価委員会に対応がなされている旨確認されていることから、そのことを明確にした記述内容とすべきと考えるため。

【平成20年度の状況】

- ・平成20年4月1日、第3次事務組織再編に伴う人員の配置を実施した。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】 <u>中期目標の達成状況が不十分である</u></p> <p>(理由) 中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められるが、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと、平成16年度から平成19年度までの評価結果で評価委員会が指摘した事項に対して十分な対応がなされていないこと等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「【評定】 <u>中期目標の達成状況がおおむね良好である</u></p> <p>(理由) 中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められるが、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと、平成16年度から平成19年度までの評価結果で評価委員会が指摘した事項に対して十分な対応がなされていないこと等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【理由】 ・当該評価項目において、中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認めており、その段階での</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 平成16年度以降の評価委員会の評価結果を踏まえて様々な取組を行っていることは理解するが、なお複数の課題が残っており、これらが平成19年度までの措置には至っていないため。</p>

評定は「中期目標の達成状況が良好である」と言える。

- ・ただし、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと、平成16年度から平成19年度までの評価結果で評価委員会が指摘した事項に対して十分な対応がなされていないこと等を総合的に勘案し、その結果、評定を2段階下げ、「中期目標の達成状況が不十分である」となっている。
- ・これは、法人が取り組む必要のある最小限の共通事項として取り上げられている一部の観点について、最終年度の状況、または、各年度の状況も踏まえて評価されている。

○大学院博士課程の定員充足率について

- ・大学院博士課程の充足率の状況は63.1%(H16)、67.2%(H17)、70.8%(H18)、74.8%(H19)、81.2%(H20)と着実に増加している。
また、平成19年度の保健学研究科（博士課程）の設置に当たって、入学定員9人を振り替えたほか、平成21年度から医学研究科の入学定員を5人削減し、入学定員の適正化に係る措置を講じている。

○平成16年度から平成19年度までの評価結果で評価委員会が指摘した事項について

- ・このうち「平成16年度から平成19年度までの評価結果で評価委員会が指摘した事項に対して十分な対応がなされていないこと」の指摘については、「従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか」という観点からの評価が行われている。
- ・当該評価項目の評定の理由において、中期計画の記載43事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認めていることから、評価委員会は、平成19年度中には実施できていない事項があったものの

、中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みがあることを確認した上での評定である。従って、従前の業務実績の評価結果について運営に活用し、取組の改善が図られたものと判断している。

具体的には、

(各評価関係)

- ・ 教員・事務職員の業績評価及び組織評価について、平成17年度に暫定的な評価への対応を図るべく、可能な限りの努力目標に相当する年度計画を設定したものの、平成17年度は計画を実施することができなかった。平成18年度以降は、学内コンセンサスの確保に留意しつつ、着実に具現化に向けて取り組み、平成19年度には教員業績評価を導入し、平成20年度には各評価を実施するとともに、評価結果反映の仕組みを構築することができた。
- ・ 新たな評価制度の導入とともに、評価結果の反映という、学内コンセンサスの確保に相当の期間が必要な中で具現化できたことは、従前の業務実績の評価結果について運営に十分活用していると言える。

(事務組織再編関係)

- ・ 事務組織再編について、第1次（平成16年10月）、第2次（平成17年4月）と段階的に実施し、中期計画【39】「事務組織及び職員配置を随時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。」について、この段階で既に十分に中期計画を実施することができたと言える。
- ・ さらに、第1次及び第2次の事務組織再編を検証するため、平成18年度に日本能率協会と連携・協力して「業務分析及び業務改善調査」を実施し、これを踏まえて第3次事務組織再編を行うこととした

が、平成18年度中にはできなかった。ただし、さらなる業務改善を推進するため、平成19年度に「事務系管理運営改善推進委員会」を組織し、同委員会の下、「業務分析・業務改善調査報告」の検証、学長への提案書提出に基づき、業務改善実施計画を策定の上、第3次事務組織再編案を作成し学長に報告した。学長は、この報告を踏まえ、平成20年4月1日、第3次事務組織再編を実施した。

- このように、第1次及び第2次事務組織再編、これらの検証を目的とした業務分析及び業務改善調査、事務系管理運営改善推進委員会による取組を行うなど、中期計画を十分に上回って実施しているに相当するものと判断している。
- また、第3次事務組織再編は、人員配置は平成20年4月1日であることから、組織の再編案、それに基づく人員配置案という実質的な作業は平成19年度中に完了していることから、平成19年度に実施済と判断すべきと考える。

- 結論として、中期計画の記載事項ごとの検証に基づく評定であるところの「中期目標の達成状況が良好である」から、共通の観点に係る取組状況等を勘案し、評定を2段階下げ、「中期目標の達成状況が不十分である」とした評定については、①大学院博士課程の定員充足に向けた取組や入学定員の適正化の措置が講じられていること、②従前の業務実績の評価結果について運営に十分活用し、指摘された事項については平成20年度中に実施できていること、また、③判定に当たって、共通の観点に係る取組状況を重視し、中期目標・中期計画の達成状況が軽んじられることは、本学の改革に向けた様々な取組が社会に対して正しく伝わらない恐れがあることから、評定については「おおむね良好」が妥当と考え、

評定の変更を求めるものである。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>【原文】 <u>「○ 組織及び事務職員の業績評価については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されている。平成19年度に「組織評価の基本方針（素案）」と「組織評価の実施要項（素案）」を策定したが最終決定には至っておらず、また、事務職員の人事評価システムに係る実施要項とマニュアルを策定したが、平成19年度中には評価を実施しておらず平成20年度に実施することとしていることから、早急に検討を進めることが求められる。」</u></p> <p>【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である (理由) 中期計画の記載6事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、平成18年度及び平成19年度の評価結果で評価委員会が課題として指摘した組織及び事務職員の業績評価について十分には実施されなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 組織及び事務職員の業績評価については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されている。平成19年</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 組織及び事務職員の業績評価については、平成18年度及び平成19年度の評価結果で課題として指摘されており、早急に検討を進めることが求められるため。</p>

度に「組織評価の基本方針（素案）」と「組織評価の実施要項（素案）」を策定し、平成20年度に実施することとしている。また事務職員の人事評価システムに係る実施要項とマニュアルを策定し、平成20年度に実施することとしている。いずれの取組も平成19年度中の実施には至っていない。

【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

（理由） 中期計画の記載6事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、平成18年度及び平成19年度の評価結果で評価委員会が課題として指摘した組織及び事務職員の業績評価について十分には実施されなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」

【理由】

- ・当該項目の評定の理由において、中期計画の記載6事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認めていることから、中期計画【21】「評価室の評価資料を基に、各学部等及び教職員等の評価を行い、評価結果に基づく改善方策を講ずる。」について、中期計画を十分に実施している（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みがたっている）と判断されたとえでの結果であるものと言える。

以上のように、評価委員会は検討が進んでいる旨確認されていることから、そのことを明確にした記述内容とすべきと考えるため。

【平成20年度の状況】

- ・「組織評価の基本方針」及び「組織評価実施要項」について、平成20年12月開催の経営協議会及び教育研究評議会の審議

を経て、決定されている。平成21年2月には、評価資料に基づき部局長への学長ヒアリングを実施し、3月9日開催役員会の議を経て、評価結果を確定した。

- ・事務系職員の人事評価について、「目標達成度評価（係長以上対象）」「職務行動評価（全職員対象）」「多面評価（課長以上対象）」を実施し、評価を確定し、評価結果を平成20年12月期賞与（勤勉手当）に反映させ、平成21年3月給与にて、当該分を遡って支給することが決定している。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

学部・研究科等番号・名称：02・人文社会科学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 Ⅱ 質の向上度 1. 質の向上度</p> <p>【原文】 「○「FD事業の実施」については、平成19年度後期から行われている点、<u>また、学生による授業評価結果を教員に配付するだけという点では、改善、向上しているとは言えないと判断される。</u>」</p> <p>【申立内容】 下線部分を削除願いたい。</p> <p>【理由】 「FD事業の実施」について、取組の内容や根拠資料・データにおいて「学生による授業評価結果を教員に配付する」旨は記載していないため。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

学部・研究科等番号・名称：05・医学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 Ⅱ 質の向上度 1. 質の向上度</p> <p>【原文】 <u>「改善，向上しているとは言えない</u></p> <p><u>当該組織から示された事例は6件であり，その中で「改善，向上しているとはいえない」と判断された事例があった。</u> <u>該当する事例の判断理由は以下のとおりである。</u></p> <p><u>○「授業評価（臨床実習）の取組」については，内容的に当然の取組と思われる点で，改善，向上しているとは言えないと判断される。」</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 <u>「相応に改善，向上している</u></p> <p><u>当該組織から示された事例は6件であり，そのすべてが，「相応に改善，向上している」と判断された。」</u></p> <p>※評価結果（案）では事例ごとの判定結果が示されていないため，すべてが「相応に改善，向上している」と仮定して修正文案を作成した。</p> <p>【理由】 全学統一により実施している学生による授業評価アンケートでは，臨床実習に関す</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 現況調査表に記載されている内容を再確認した結果、申立ての内容に改善・向上が見られないため。</p>

る項目がないことから、医学部保健学科において各専攻独自で臨床実習アンケートを実施し、平成19年度後期にはこれらを統一したアンケートを実施した。これによって、臨地・臨床実習を通して、講義との関連性を深め、専門的知識・技術の習得、医療人としての心構え、患者の接遇、他職種との連携等の学生自身による知識・知能の取得並びに改善状況を明らかにしたことから、「授業評価（臨床実習）の取組」については、改善、向上していると判断されるため。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

学部・研究科等番号・名称：07・保健学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>1 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）</p> <p>2. 教育内容</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】</p> <p>「・・・と「教育・研究者育成コースワーク」からなる「共通科目からなる「共通科目」と健康増進，老年保健，障害保健の3分野における・・・」</p> <p>【申立内容】</p> <p>【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】</p> <p>「・・・と「教育・研究者育成コースワーク」からなる「共通科目からなる「共通科目」と健康増進科学，老年保健学，障害保健学などの6分野における・・・」</p> <p>【理由】</p> <p>後期課程の授業科目に関する資料として，研究科規程を掲載し，健康支援科学領域の3分野（健康増進科学，老年保健学，障害保健学）を抜粋により示したが，ほかに医療生命科学領域でも，放射線生命科学，生体機能科学，病態解析科学の3分野において特講や演習などを開講しているため。</p>	<p>【対応】</p> <p>意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人弘前大学

法人番号：08

学部・研究科等番号・名称：03・医学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 Ⅱ 質の向上度 1. 質の向上度</p> <p>【原文】 <u>「改善，向上しているとは言えない</u> <u>当該組織から示された事例は4件であり，</u> <u>その中で「改善，向上しているとはいえない」と判断された事例があった。</u> <u>該当する事例の判断理由は以下のとおりである。</u> <u>○「科学成果の質の向上」については，</u> <u>記載されている内容を担保する客観的なデータが示されておらず，これらの点で，改善，向上しているとは言えないと判断される。」</u></p> <p>【申立内容】 修正文案の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 <u>「相応に改善，向上している</u> <u>当該組織から示された事例は4件であり，</u> <u>そのすべてが「相応に改善，向上している」と判断された。」</u></p> <p>※評価結果（案）では事例ごとの判定結果が示されていないため，すべてが「相応に改善，向上している」と仮定して修正文案を作成した。</p> <p>【理由】 3頁の「①研究の実施状況」において，</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 現況調査表を再確認したところ、論文・著書等の研究業績については、横ばい又は漸増であること、学会発表については、平成19年度のみ増加に止まること、また、科学成果の内容を担保するまでの根拠までは見受けられないため。</p>

<p>「論文・著書等の研究業績については、平成16年度：588件、平成17年度：648件、平成18年度：591件、平成19年度：644件である。」と記載し、研究論文数について平成16年度末時点と平成19年度末時点を比較した場合に、増加していることは明らかに確認できる。従って、客観的なデータは示されていることから、修正文案の通り変更願いたい。</p>	
---	--